

令和2年度 志貴野中学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他生徒の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての生徒にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組めます。

さらに、生徒自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、生徒会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こり得るという意識をもち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、生徒一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

学校は児童（生徒）に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

① 生徒理解と環境づくり

- ・ Q-U調査（学級診断尺度調査）を行います。（年2回）
- ・ 個別支援シートを作成します。（年度末）
- ・ いじめに関する校内研修（事例研究）を行います。

② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○ 「いのちの教育」の推進

- ・ 道徳の授業で、いじめに関する資料を取り扱います。（年2回）
 - ・ 全校生徒が人権作文を書き、人間としての生き方・在り方について考える時間の確保を行います。
 - ・ ネットいじめを防止するため、SNSの適切な利用方法を含む情報モラルについての教育を計画的に進めます。
 - ・ 生徒指導の機能を生かした授業づくりに努めます。
 - ・ 学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。
- ##### ○ 生徒が主体となる取組の充実
- ・ 生徒会執行部が「友情の誓い」を掲示し、他を思いやる心や互いの人権を尊重するための呼びかけを行います。
 - ・ 生徒会で、いじめ防止に関する集会をしたり、標語やポスターを募集し、掲示したりします。
 - ・ 学級や学年、生徒会の自治活動や学校行事の取組を通して、共感的な人間関係を育み、自己有用感を味わえる活動を行います。
 - ・ 感謝、励まし、ねぎらい、称賛等の言葉がけを、学校全体で推奨します。

③ 家庭や地域等との連携

- ・ スマートフォンや携帯型ゲーム機等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深める資料を配付し、啓発・広報活動を行います。
- ・ PTAの協力を得て、親学びに関する研修や保護者向けネットいじめ防止研修会を実施します。
- ・ PTA及び校区の小学校と連携し、小・中挨拶運動を実施します。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識もち、軽視することなく、積極的に関わります。児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底します。

また、早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等とチームを組んで的確に対応します。

① 日常的な観察

- ・ 毎日の生活ノートや学級日誌、生徒との会話等から、情報を集め、密に教職員間で報告・連絡・相談に努めます。
- ・ 授業開始前に、教科担任が早めに教室等へ行き、様子を観察します。
- ・ 休み時間や昼休み、放課後に、各学年で担当を決めて校舎内外を巡回します。

② アンケート調査

- ・ いじめアンケート調査を定期的 to 実施します。（年3回）また、随時必要に応じて被害迷惑調査を実施します。

③ 教育相談

- ・ 面接週間を設け、生徒全員と面談を行います。(年3回)
- ・ カウンセリング指導員を中心に、生徒及び保護者の相談活動を行います。必要に応じて、スクールカウンセラーや養護教諭と連携します。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた生徒の安全を確保します。その上で、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげます。また、いじめに係る情報を適切に記録しておきます

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ防止対策委員会で情報を共有します。
- ・ いじめ防止対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・ 事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。
- ・ 犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

② いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・ スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた生徒の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒その保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

○いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとします。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとします。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとします。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(4) いじめの再発防止

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

① 生徒の見守り

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・ 生徒の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

② 再発防止の取組

- ・ お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・ 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

3 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、カウンセリング指導員、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員

※ 必要に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関（児童相談所、警察署等）や関係諸団体の代表者（人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司、青少年補導委員等）等を追加します。

(2) 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し。
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）。
- ・ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ・ いじめ事案の調査と対応。

4 年間計画

月	取組	月	取組
4	・ アンケート調査 ・ いじめ防止対策委員会 ・ 校内研修会（共通理解） ・ 授業参観	10	・ 生徒会「いじめ防止に関する特集」 ・ 小・中挨拶運動
5	・ 生徒会「いじめ防止週間」 「いじめゼロ行動宣言」	11	・ 授業参観「こころの教育」講演会 ・ Q-U調査 ・ アンケート調査 ・ 教育相談（全員面接週間）
6	・ 小・中挨拶運動 ・ Q-U調査 ・ アンケート調査 ・ 教育相談（全員面接週間）	12	・ いじめ防止対策委員会 ・ 問題行動等調査の分析 ・ いじめ防止対策委員会と保護司会と 小学校、主任児童委員・青少年補導 委員との懇談会
7	・ いじめ防止対策委員会 ・ 保護者会でいじめ防止に関する資料 の配布と保護者アンケート実施	1	・ 生徒会「いじめ防止月間Ⅱ」
8	・ 問題行動等調査の分析 ・ 校内研修会（事例研究）	2	・ アンケート調査 ・ 教育相談（全員面接週間）
9	・ 小・中挨拶運動 ・ いじめ対策防止委員会 ・ 生徒会「いじめ防止月間Ⅰ」	3	・ 学校評価の結果集計、考察 ・ 個別支援シートの作成 ・ いじめ防止対策委員会

5 評価と改善

- ・ 学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・ 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント(学校用)」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・ 本基本方針に基づく取組については、いじめ防止対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。